

財政制度等審議会財政制度分科会における財務省提案に関する声明を受けて

国立大学法人お茶の水女子大学経営協議会学外委員からの「財政制度等審議会財政制度分科会における財務省提案に関する声明」（平成27年11月20日）を受けて 国立大学法人お茶の水女子大学は、以下のとおり表明致します。

本学は、平成16年の国立大学法人化に当たって「学ぶ意欲のあるすべての女性にとって、真摯な夢の実現の場として存在する」とのミッションを掲げ、すべての女性はその年齢・国籍等にかかわらず、個々人の尊厳と権利を保障されて、自身の学びを深化させ、自由に自己の資質能力を開発させることを支援して参りました。

第3期中期目標期間においては、本学経営協議会外部委員からの声明で言及頂きましたように、引き続き国によって設置された女子大学としての特性を最大限に発揮して、グローバルに活躍する女性リーダーの育成を旗印に、これまで以上に教育・研究活動に邁進し、地域社会を基礎として、日本と国際社会に積極的に貢献して参ります。

一方で、国立大学の法人化以降、基礎的な運営費交付金は毎年1%削減されております。本学では、自己収入を積極的に獲得し、また、経費節減に結びつくことは組織改編も含め大胆に進めて、すでに正規教員を削減すると共に、教職員の給与水準を低下させて対応している状況にあります。このことは、他大学においても同様の状況にあると考えております。

本学におけると同様に、すべての国立大学にとって、運営費交付金は、人材育成と基礎研究を支えるために必要不可欠な基盤的経費であります。中長期的視野の下に継続的に教育・研究活動を推進して行くためには、安定的な予算措置が不可欠です。

その見直しに当たっては、大学経営に対する高い見識を有する各大学の経営協議会学外委員の声に耳を傾け、国立大学と対話することを通じて、より望ましい制度としていただくよう切望いたします。

私どもお茶の水女子大学は、今回の声明を受けて本学が置かれた状況を広く社会に伝えると共に、第3期中期目標期間初年度の平成28年度概算要求査定に当たって、これらの点にご高配いただけますようお願い申し上げます。

平成27年11月20日

国立大学法人お茶の水女子大学
学長 室伏 きみ子